

## 当座勘定規定等の改定について

平素より佐賀銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび全国地方銀行協会では、令和4年11月に電子交換所を設立することを決定しました。

弊行では、電子交換所設立にあわせて、下記のとおり規定等の改定をさせていただくことになりましたのでお知らせいたします。

なお、改定日以前にご契約いただいたお客さまにも、改定後の規定・用法が適用されません。

今後も、お客さまにご満足いただけるよう、より一層のサービス・利便性の向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 実施日

令和4年11月4日（金）

#### 2. 改定する規定等

当座勘定規定（一般）、当座勘定規定（専用約束手形口用）、小切手用法、約束手形用法、為替手形用法

※当座勘定規定（一般）に、小切手用法、約束手形用法、為替手形用法を掲載しております。また、当座勘定規定（専用約束手形口用）に、約束手形用法を掲載しております。

#### 3. 主な改定内容

##### （1）当座勘定規定

- ・振出人等への支払済手形の受戻期限の設定、および同期限経過後の取扱い規定の追加
- ・イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定への追加
- ・全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止（廃止日は令和4年11月4日）に伴う個人信用情報センターへの登録規定の削除

##### （2）手形用法、小切手用法

- ・チェッカーライターにより金額印字を行う場合には3桁ごとに「,」を印字するよ

う規定を追加

- ・使用可能文字を一覧化し追加
- ・金額欄、銀行名、QRコード欄への記名なつ印、訂正印等の押なつ、金額複記または訂正等の金額被りを禁止する規定の追加、手形用紙へのメモ書き禁止箇所（手形・小切手文句、手形・小切手番号欄、QRコード欄）の追加

詳細は「[新旧対照表 当座勘定規定（一般）](#)」、「[新旧対照表 当座勘定規定（専用約束手形口用）](#)」をご参照ください。

以上